

奈良県立大学地域創造研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程12条に規定する地域創造研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、奈良県立大学（以下「本学」という。）が有する人的および知的資源を活用し、地域創造に資する研究を推進することにより、広く社会に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域創造に資する研究および調査
- (2) 本学の人的・知的資源の把握と、その戦略的活用
- (3) 研究費獲得のための戦略策定・情報収集
- (4) 研究推進支援
- (5) 研究紀要の編集・出版
- (6) その他センターの目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センターに副センター長を置く。副センター長は、センター長が指名する。
- 3 センター長は、センターの運営に必要な職員をセンターに置くことができる。

(運営委員会)

第5条 センター長は、センターの運営に関する事項を審議させるため、運営委員会以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの業務の企画、実施および評価に関すること
- (2) その他センターの運営に関すること

3 委員会の委員は、大学運営会議のメンバー及びセンター長が指名する専任教員をもって構成する。

(プロジェクト研究ユニット)

第6条 センターに自主的研究を推進するためのプロジェクト研究ユニットを置くことができる。プロジェクト研究ユニットに関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。